

寄附金の税額控除に係る寄附金受入団体の事務取扱留意事項 (島根県の条例により指定されている寄附金に係る団体の例)

1. 寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、島根県内に住所を有する方は県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は以下のとおりです。

$$(\text{貴団体に対し支払った寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 4\%$$

※ただし、控除を受けられるのは総所得金額等の30%まで。

2. 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

3. 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～⑤の事項について、周知してください。

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の島根県内の市町村に対する簡易な申告によることができるものであること。（[資料1]参照）
- ③ 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書（領収書）が必要であること。（[資料2]参照）
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が島根県の区域外に転居した場合、転居先の都道府県において貴団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ⑤ 寄附時点の住所地の都道府県が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に島根県の区域内に転居した場合は、県民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

4. 寄附金を受けた場合の受領証明書（領収書）等の交付

寄附金を受けた場合には、[資料2]の例を参考に、寄附者に対し次の①から④の事項を記載した受領証明書（領収書）を交付してください。

- ① 寄附者の住所 ② 寄附者の氏名 ③ 受領した寄附金の額 ④ 寄附金を受領した年月日

なお、受領証明書（領収書）の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書[資料1]を受領証明書とともに交付するなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

5. 寄附者名簿の作成・各市町村への提出・保存

島根県内に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、[資料3]の例を参考に、寄附者の

住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日を一覧（以下「寄附者名簿」という。）を暦年ごとに島根県内の市町村別に作成し、島根県内各市町村税務担当課（[資料4]参照）あてにそれぞれ寄附者名簿を翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。

6. 島根県への届出（島根県指定団体独自の手続き）

平成20年1月1日以後、貴団体が島根県の条例により指定されている寄附金を受領した場合は、[資料5]「個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金受領届出書」（以下、「届出書」という。）を速やかに下記の島根県各県民センターあてに提出してください。

また、届出書の記載事項に変更が生じた場合は、[資料6]「寄附金受領届出事項の変更等届出書」を速やかに島根県各県民センターあてに提出してください。

なお、この届出書は寄附金を受領された団体の状況を県が把握するためのものですので、届出書の内容に変更がない限り、平成20年1月1日以後はじめて寄附金を受領した後に一度提出していただければよいものです。

問い合わせ先

○島根県総務部税務課 納税グループ

住所：松江市殿町1番地

電話：0852-22-6177 FAX：0852-22-6038

E-mail：zeimu@pref.shimane.lg.jp

島根県への書類届出先

○島根県東部県民センター

住所：〒690-8551 松江市東津田町1741-1

電話：0852-32-5630 FAX：0852-32-5292

○島根県西部県民センター

住所：〒697-0041 浜田市片庭町254

電話：0855-29-5736 FAX：0855-29-5524